

平成25年度介護保険料

納入通知書・決定通知書を
7月12日までに郵送します

市は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自立して生活できるよう、国とともに介護保険事業を行ってまいります。平成25年度介護保険料の納入通知書・決定通知書を7月12日までに、65歳以上の方（介護保険料第1号被保険者）へ郵送します。

第1号被保険者
（65歳以上の方）の
介護保険料

立川市の介護保険制度は「立川市第5期介護保険事業計画」に基づいて、介護サービスの提

供や介護保険料などが決められています。第1号被保険者（65歳以上の方）の平成24年度から平成26年度までの保険料の基準額（月額）は4967円です。保険料は所得に応じて11段階に分かれています（左上表）。

第1号被保険者の
保険料の納め方

●特別徴収（年金天引き）

老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円以上（月額1万5千円以上）の方は、介護保険料が年金から天引きされます。保険料は市が郵送する介護保険料決定通知書でご確認ください。

●普通徴収（個別に納入）

▼老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円未満（月額1万5千円未満）の方
▼受給している年金が老齢福祉年金の方
▼平成25年度途中で65歳になった方
▼平成25年4月2日以前に立川市に転入した方などは、市が郵送する介護保険料納入通知書で個別に納入してください。市役所、窓口サービスセンター（女性総合センター1階）、各連絡所のほか、市の指定する金融機関で納入できます。

納期内納付に
ご協力を

介護保険制度は加入者が互いに保険料を出し合って運営する相互扶助制度です。保険料の納期内納付にご協力ください。

●便利な口座振替のご利用を

普通徴収の保険料の納付には、納め忘れのない口座振替が便利です。申し込みは▼介護保険料納入通知書▼預貯金通帳▼通帳に使用している印鑑を持って、指定金融機関窓口へ。

※災害などの特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなった場合は、徴収の猶予や減免、免除を受けられることがあります。ご相談ください。

シルバーパスの購
入にもご利用くだ
さい

シルバーパスの申し込みや更新の際、非課税証明書の代わりとして、介護保険料の納入通知書、決定通知書を使用できます。

●介護保険料・介護保険料係・内線1446、シルバーパス（社東京バス協会）03（5308）6950

日常生活における健康調査を
実施しています

市は、高齢者の皆さんがいつでも元気、住み慣れた地域で暮らせるよう介護予防事業に取り組んでいます。

事業の一環として、皆さんにご自身の健康状態を確認していただくために、「日常生活における健康調査」を実施しています。

要介護・要支援認定の方を除く65歳以上の方に、調査票を7

防災モデル地区推進事業を
実施しています

市は、災害時の地域の防災力向上のため、防災モデル地区推進事業を実施しています。

平成25年度から26年度にかけては錦町地区、幸町地区、砂川地区の3地区で「地域協働の防災体制づくり」と「避難所開設・

運営の仕組みづくり」を重点テーマに地域でワークショップを行っています。

今回のワークショップは、大きな地図を活用して、まちの防災上の強みや弱みを再確認し、今後の取組課題について検討し

ます。今回からの参加、今回だけの参加も可能ですので、ぜひご参加ください。直接会場へ。

●幸町地区 時7月22日(月)午

後7時から場こぶし会館

●錦町地区 時7月23日(火)午

後7時から場子ども未来センタ

●砂川地区 時7月24日(水)午

後7時から場こぶし会館
●防災課・内線2535

協働のまちづくり推進事業

平成25年度補助金交付
事業が決まりました

市は、市民活動団体などが他団体と連携して地域課題の解決に取り組むために実施する事業を支援する「協働のまちづくり推進事業補助金制度」を設けています。

平成25年度の交付事業を公開審査会で審査した結果、下表の事業に決定しました。皆さんも市民活動団体が行うまちづくり活動にぜひご参加ください。事業のくわしい内容は、協働推進課までお問い合わせください。

平成24年度
交付事業の取り組み

この制度を使って、平成24年度に行われた事業は全4事業。その事業内容は、市ホームページに掲載するとともに、報告書を協働推進課（市役所2階）で配布しています。今回はその取り組みの一部をご紹介します。

●災害ボランティアリーダー養成講座（左写真）

市職員を招いて防災倉庫や備蓄品の使用方法を確認しました。実施団体は立川市災害ボランティアネットワーク、社会福祉法人立川市社会福祉協議会、社会福祉法人幹福社会。



防災倉庫の備蓄品を確認しました



皆と一緒に健康体操

●見守りと防災の拠点をつくる（左写真）健康増進を図りました。実施団体はけやき台団地自治会、けやき台団地自主防災協議会、エルロード商店会。

●協働推進課協働推進係・内線2627

平成25年度補助金交付事業			
事業名	事業概要	団体名	交付額
第Ⅱ期災害ボランティアリーダー養成講座	「自助」「共助」の意識を啓発する「災害ボランティアリーダー」の育成	▶立川市災害ボランティアネットワーク▶社会福祉法人立川市社会福祉協議会▶社会福祉法人幹福社会	204,982円
見守りと防災の拠点をつくる	講座の開催等を通じた、団地と周辺地域を対象とした見守り・防災の拠点づくり	▶けやき台団地自治会▶けやき台団地自主防災協議会▶エルロード商店会	500,000円
交付額合計			704,982円

国民健康保険料。 後期高齢者医療保険料

納入通知書を郵送しました

平成25年度の国民健康保険料の納入通知書、後期高齢者医療保険料の納入通知書と特別徴収額決定通知書を7月8日に郵送しました。納期内の納付にご協力をお願いします。併せて制度上の手続きなどをお知らせします。

国民健康保険料

平成25年度国民健康保険料の納入通知書を、世帯主宛て（世帯員のみが加入している場合も同様）に郵送しました。保険料の額のほか、納付方法や納期限などをご確認ください。なお、今年度は「後期高齢者支援金分」と「介護納付金分」の保険料率の改定を行いました。加入者の皆さんのご理解をお願いします。

収入がなかった方も申告を

世帯主を含めた加入者の総所得金額等の合計が一定の基準以下

納付が困難な方は

下の場合には、保険料の一部が軽減されます。収入・所得がなかった方も、課税課または保険年金課（いずれも市役所1階）で申告をお願いします。

後期高齢者医療保険料

平成25年度後期高齢者医療保険料の納入通知書と特別徴収額決定通知書を、被保険者（75歳以上の方と65歳以上の一定の障害のある方）宛てに郵送しました。保険料の額のほか、納付方法や納期限などをご確認ください。なお、保険料率と賦課限度額は昨年度と変更ありません。

●保険年金課賦課係・内線1406

高齢受給者証（国民健康保険）を郵送

現在お使いになっている高齢受給者証の有効期限は、平成25年7月31日です。8月1日から使用できる新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。期限

●保険年金課賦課係・内線1416

納期内の納付にご協力を

口座振替や年金からの天引きなどの方を除き、納入通知書に納付書を同封しています。保険料の納期内納付にご協力をお願いします。納付場所は納付書裏面をご確認ください。

国民健康保険料は、モバイルバンキングを利用し、携帯電話から「モバイルレジ」で支払うこともできます。くわしくは納入通知書同封のチラシをご覧ください。

●口座振替のご利用を

保険料の納付には口座振替が便利です。指定の口座から納期ごとに

くわしくは市ホームページをご覧ください。

●自宅に収納推進員が伺います

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の口座振替の申し込みを受け付けたり、納め忘れの保険料やそのほか必要な手続きをお知らせしたりするため、国民健康保険等保険料収納推進員が自宅にお伺いすることがあります。土曜・日曜日や平日の夜間に訪問することもあります。ご理解をお願いします。なお、推進員は、市が発行した顔写真入りの身分証明書を携帯しています。

●保険年金課収納係・内線1411

が切れた古い高齢受給者証は裁断の上、処分してください。なお、新しい高齢受給者証の自己負担割合は、平成24年中の所得をもとに判定しますので、今までと異なる場合があります。

●保険年金課医療給付係・内線1401

自己負担額の減免制度と徴収猶予

国民健康保険の加入者が医療機関等の窓口で支払う自己負担額（一部負担金）には、減免制度があります。対象となるのは、災害、病気、けが、失業その他特別な事情があり、あらゆる資産の活用を図ったにもかかわらず、一時的に生活が困窮し、医療機関等での支払いが困難と認められた場合です。

また、一時的に自己負担額の支払いを猶予する制度もあります。支払いが困難な方は、お早めにご相談ください。

●保険年金課医療給付係・内線1400

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月中旬に郵送します

自己負担額の縮減が見込まれる被保険者の方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を郵送します。

このお知らせには、平成25年4月に処方された薬（新薬）の名称・用量・自己負担相当額とその薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の縮減額を記載しています。

国はジェネリック医薬品の数量シェアを平成30年3月末までに60%以上を目標としており、平成25年2月時点での本市国民健康保険の数量シェアは、44.7%となっています。今後「お知らせ」によるご案内

任意継続の健康保険を脱退する方へ

退職後、任意継続している健康保険を脱退する方で、他の健康保険に加入しない場合は、国民健康保険に加入する必要があります。

加入手続きには①社会保険資格喪失証明書②印鑑③運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カード等④はお持ちの方のみ）を持って、保険年金課（市役所1階）か窓口サービスセンター（女性総合センター1階）へお越しください。

なお、65歳未満の方で厚生年金や共済年金等の被用者年金に20年以上（40歳以降は10年以上）加入し、年金受給権のある方は、国民健康保険「退職者医療制度」で医療を受けることになります。該当する方は、①③のほかに年金証書をご持参ください。

●保険年金課医療給付係・内線1401

国民年金保険料

免除申請を7月から受け付け

「国民年金保険料免除納付猶予制度」の平成25年度（7月～平成26年6月）の申請を7月から受け付けます。7月中は平成24年度の免除申請も受け付けています。

この制度は、国民年金保険料の支払いが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年の所得に応じて保険料が免除されるものです。希望する方は、年金手帳、印鑑を持参の上、保険年金課（市役所1階）または窓口サービスセンター（女性総合センター1階）で申請してください。

JR立川駅南北デッキ

エスカレーターを正しくご利用ください

市は、JR立川駅南北のデッキにエスカレーターを設置していますが、誤った使い方をすると事故につながります。今回紹介する注意点を確認し、正しく安全に利用しましょう。

なお、エスカレーターには利用上の注意事項を掲示しています。

●南口デッキⅡ区画整理工事係・内線2318、北口デッキⅡ道路施設係・内線2396

幼児は大人と手をつなぐ



幼児はバランスを崩しやすいので、幼児だけで乗ると転倒などの事故の恐れがあります。

かけ登り、かけ降りしない



エスカレーターをかけ登ったり、かけ降りすると衝撃で故障の原因となり大変危険です。

手すりにつかまる



手すりにつかまらずにいると、転倒・転落の原因となります。

黄色い線の内側に立つ



すき間に物が挟まると緊急停止するため転倒することがあるほか、履物とともに足が引き込まれてけがをする恐れがあり大変危険です。